

1944. 0. 01. 04

昭和十九年四月十日

労働者側

労働者側

労働者側

労働者側

労働者側

労働者側

労働者側

労働者側

労働者側

労働者側

労働者側

労働者側

労働者側

昭和十九年四月十日

警視總監 丸山鶴吉

丸山鶴吉

5.4.16	4
--------	---

労働大臣 安達謙藏 殿
 社会局長官 吉田茂 殿
 大阪神奈川 府縣知事 殿

八重澤バルブ工場、労働争議、明スル件(第二報)

要旨 労働者側米月金解雇手當其給支給、要請書提出

標記工場、労働争議、就ハ、既報、後、經過左記、通

記

一、經過

川、労働者側